

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和3年11月5日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2100051号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2100014号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成3年4月1日から平成4年7月1日までの期間及び平成5年1月1日から平成18年12月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。
平成3年4月から平成4年6月までの期間及び平成5年1月から平成18年11月までの期間(以下「訂正対象期間①」という。)の標準報酬月額については、別表の第2欄に掲げる標準報酬月額から同表の第3欄に掲げる標準報酬月額とする。
訂正対象期間①の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。
事業主は、請求者に係る訂正対象期間①の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。
- 2 請求者のA社における平成3年8月1日から平成4年7月1日までの期間、平成7年10月1日から平成8年2月1日までの期間、平成9年10月1日から平成12年10月1日までの期間、平成13年10月1日から同年11月1日までの期間及び平成16年9月1日から平成17年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。
平成3年8月から平成4年6月までの期間、平成7年10月から平成8年1月までの期間、平成9年10月から平成12年9月までの期間、平成13年10月及び平成16年9月から平成17年8月までの期間(以下「訂正対象期間②」という。)の標準報酬月額については、上記1の訂正後の標準報酬月額(別表の第3欄に掲げる標準報酬月額)から別表の第4欄に掲げる標準報酬月額とする。
訂正対象期間②の訂正後の標準報酬月額(上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。
- 3 請求期間①のうち、その余の期間(平成4年7月1日から平成5年1月1日までの期間及び平成18年12月1日から平成22年4月1日までの期間)については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。
- 4 請求者のA社における平成19年7月13日の標準賞与額を23万7,000円、同年12月14日の標準賞与額を24万3,000円に訂正することが必要である。
平成19年7月13日及び同年12月14日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。
事業主が請求者に係る平成19年7月13日及び同年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年

金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 3 年 4 月 1 日から平成 22 年 4 月 1 日まで
② 平成 19 年 7 月 13 日
③ 平成 19 年 12 月 14 日

所持している給与支給明細書を確認したところ、請求期間①に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりも低く記録されていた。また、請求期間②及び③について、標準給与額の記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①のうち、平成 3 年 4 月 1 日から平成 4 年 7 月 1 日までの期間、平成 5 年 1 月 1 日から平成 18 年 12 月 1 日までの期間について、請求者から提出された給与支給明細書及び給与明細書（以下「給与支給明細書」という。）、給与所得の源泉徴収票（以下「源泉徴収票」という。）、市民税・県民税特別徴収税額の通知書、預金通帳並びに預金取引明細及び同僚の給与支給明細書によると、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額並びに当該期間の標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる期間の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額及び当該期間における各月の報酬額を本来の報酬月額とみなした報酬月額（以下「みなしの報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額又は本来の報酬月額に見合う標準報酬月額等（本来の報酬月額に見合う標準報酬月額及びみなしの報酬月額に見合う標準報酬月額をいう。以下同じ。）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 3 年 4 月から平成 4 年 6 月までの期間、平成 5 年 1 月から平成 12 年 12 月までの期間、平成 13 年 2 月から同年 7 月までの期間、同年 9 月から平成 14 年 9 月までの期間、同年 11 月から平成 15 年 3 月までの期間、同年 7 月から平成 18 年 8 月までの期間については、給与支給明細書、源泉徴収票等により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、平成 14 年 10 月、平成 15 年 4 月から同年 6 月までの期間、平成 18 年 9 月及び同年 10 月については、給与支給明細書により確認できる本来の報酬月額から、平成 13 年 1 月、同年 8 月、平成 18 年

11月については、給与支給明細書、源泉徴収票等により確認又は推認できるみなしの報酬月額から、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第3欄に掲げる額に訂正することが妥当である。

なお、事業主は請求者に係る訂正対象期間①の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、年金事務所が保管する平成17年から平成21年までの健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届により、事業主は、社会保険事務所（平成21年1月以降は、年金事務所）に対しオンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う報酬月額の届出を行っていることが確認できる上、給与支給明細書、源泉徴収票等により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び本来の報酬月額に見合う標準報酬月額等とオンライン記録における標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、社会保険事務所は、訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①のうち、平成3年8月1日から平成4年7月1日までの期間、平成7年10月1日から平成8年2月1日までの期間、平成9年10月1日から平成12年10月1日までの期間、平成13年10月1日から同年11月1日までの期間、平成16年9月1日から平成17年9月1日までの期間について、給与支給明細書によると、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記1の訂正後の標準報酬月額及びオンライン記録の標準報酬月額より高額であることが認められる。

したがって、訂正対象期間②の標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第4欄に掲げる額に訂正することが妥当である。

なお、訂正対象期間②の訂正後の標準報酬月額（上記1の訂正後の標準報酬月額（別表の第3欄に掲げる標準報酬月額）を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間①のうち、平成4年7月1日から平成5年1月1日までの期間及び平成18年12月1日から平成20年1月1日までの期間について、請求者は、当該期間に係る給与支給明細書、源泉徴収票等を所持しておらず、給与支給額及び厚生年金保険料控除額を推認することができないことから、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

また、請求期間①のうち、平成20年1月1日から平成21年6月1日までの期間について、請求者から提出された源泉徴収票及び市民税・県民税特別徴収税額の通知書によると、請求者はオンライン記録により確認できる標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できることから、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

さらに、平成21年6月1日から平成22年4月1日までの期間について、請求者から提出された給与支給明細書によると、請求者はオンライン記録により確認できる標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できることから、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

4 請求期間②及び③について、請求者から提出された預金の取引明細及び同僚の賞与明細書によると、請求者は、請求期間②に23万7,000円、請求期間③に24万3,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答を得ることができず、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

別表

| 第1欄 | | 第2欄 | 第3欄 | 第4欄 |
|------|----|-----------------------------|---------------------------|--------------------------------|
| 請求期間 | | オンライン記録の 標準報酬月額 (訂正前) | 訂正後の 標準報酬月額 (厚年特例法) | 訂正後の 標準報酬月額 (厚年法 75 条本文) |
| 年 | 月 | | | |
| 平成3 | 4 | 11 万円 | 20 万円 | 該当なし |
| | 5 | 11 万円 | 20 万円 | 該当なし |
| | 6 | 11 万円 | 20 万円 | 該当なし |
| | 7 | 11 万円 | 20 万円 | 該当なし |
| | 8 | 11 万円 | 20 万円 | 24 万円 |
| | 9 | 11 万円 | 20 万円 | 24 万円 |
| | 10 | 11 万円 | 22 万円 | 24 万円 |
| | 11 | 11 万円 | 22 万円 | 24 万円 |
| | 12 | 11 万円 | 22 万円 | 24 万円 |
| 平成4 | 1 | 11 万円 | 22 万円 | 24 万円 |
| | 2 | 11 万円 | 20 万円 | 24 万円 |
| | 3 | 11 万円 | 20 万円 | 24 万円 |
| | 4 | 11 万円 | 20 万円 | 24 万円 |
| | 5 | 11 万円 | 20 万円 | 24 万円 |
| | 6 | 11 万円 | 20 万円 | 24 万円 |
| 平成5 | 1 | 12 万 6,000 円 | 20 万円 | 該当なし |
| | 2 | 12 万 6,000 円 | 20 万円 | 該当なし |
| | 3 | 12 万 6,000 円 | 20 万円 | 該当なし |
| | 4 | 12 万 6,000 円 | 20 万円 | 該当なし |
| | 5 | 12 万 6,000 円 | 20 万円 | 該当なし |
| | 6 | 12 万 6,000 円 | 20 万円 | 該当なし |
| | 7 | 12 万 6,000 円 | 20 万円 | 該当なし |
| | 8 | 12 万 6,000 円 | 20 万円 | 該当なし |
| | 9 | 12 万 6,000 円 | 20 万円 | 該当なし |
| | 10 | 12 万 6,000 円 | 22 万円 | 該当なし |
| | 11 | 12 万 6,000 円 | 22 万円 | 該当なし |
| | 12 | 12 万 6,000 円 | 22 万円 | 該当なし |
| 平成6 | 1 | 12 万 6,000 円 | 22 万円 | 該当なし |
| | 2 | 12 万 6,000 円 | 22 万円 | 該当なし |
| | 3 | 12 万 6,000 円 | 22 万円 | 該当なし |

| 第1欄 | | 第2欄 | 第3欄 | 第4欄 |
|------|--------------|-----------------------------|---------------------------|--------------------------------|
| 請求期間 | | オンライン記録の 標準報酬月額 (訂正前) | 訂正後の 標準報酬月額 (厚年特例法) | 訂正後の 標準報酬月額 (厚年法 75 条本文) |
| 年 | 月 | | | |
| | 4 | 12 万 6,000 円 | 22 万円 | 該当なし |
| | 5 | 12 万 6,000 円 | 22 万円 | 該当なし |
| | 6 | 12 万 6,000 円 | 22 万円 | 該当なし |
| | 7 | 12 万 6,000 円 | 22 万円 | 該当なし |
| | 8 | 12 万 6,000 円 | 22 万円 | 該当なし |
| | 9 | 12 万 6,000 円 | 22 万円 | 該当なし |
| | 10 | 12 万 6,000 円 | 32 万円 | 該当なし |
| | 11 | 12 万 6,000 円 | 28 万円 | 該当なし |
| 平成7 | 12 | 12 万 6,000 円 | 28 万円 | 該当なし |
| | 1 | 12 万 6,000 円 | 28 万円 | 該当なし |
| | 2 | 12 万 6,000 円 | 28 万円 | 該当なし |
| | 3 | 12 万 6,000 円 | 28 万円 | 該当なし |
| | 4 | 12 万 6,000 円 | 28 万円 | 該当なし |
| | 5 | 12 万 6,000 円 | 28 万円 | 該当なし |
| | 6 | 12 万 6,000 円 | 28 万円 | 該当なし |
| | 7 | 12 万 6,000 円 | 28 万円 | 該当なし |
| | 8 | 12 万 6,000 円 | 28 万円 | 該当なし |
| | 9 | 12 万 6,000 円 | 28 万円 | 該当なし |
| | 10 | 12 万 6,000 円 | 28 万円 | 32 万円 |
| | 11 | 12 万 6,000 円 | 28 万円 | 32 万円 |
| 平成8 | 12 | 12 万 6,000 円 | 28 万円 | 32 万円 |
| | 1 | 12 万 6,000 円 | 28 万円 | 32 万円 |
| | 2 | 12 万 6,000 円 | 28 万円 | 該当なし |
| | 3 | 12 万 6,000 円 | 28 万円 | 該当なし |
| | 4 | 12 万 6,000 円 | 28 万円 | 該当なし |
| | 5 | 12 万 6,000 円 | 28 万円 | 該当なし |
| | 6 | 12 万 6,000 円 | 28 万円 | 該当なし |
| | 7 | 12 万 6,000 円 | 28 万円 | 該当なし |
| | 8 | 12 万 6,000 円 | 28 万円 | 該当なし |
| | 9 | 12 万 6,000 円 | 28 万円 | 該当なし |
| | 10 | 12 万 6,000 円 | 34 万円 | 該当なし |
| 11 | 12 万 6,000 円 | 34 万円 | 該当なし | |

| 第1欄 | | 第2欄 | 第3欄 | 第4欄 |
|-------|----|-----------------------------|---------------------------|--------------------------------|
| 請求期間 | | オンライン記録の 標準報酬月額 (訂正前) | 訂正後の 標準報酬月額 (厚年特例法) | 訂正後の 標準報酬月額 (厚年法 75 条本文) |
| 年 | 月 | | | |
| | 12 | 12 万 6,000 円 | 34 万円 | 該当なし |
| 平成9 | 1 | 12 万 6,000 円 | 34 万円 | 該当なし |
| | 2 | 12 万 6,000 円 | 34 万円 | 該当なし |
| | 3 | 12 万 6,000 円 | 34 万円 | 該当なし |
| | 4 | 12 万 6,000 円 | 34 万円 | 該当なし |
| | 5 | 12 万 6,000 円 | 34 万円 | 該当なし |
| | 6 | 12 万 6,000 円 | 34 万円 | 該当なし |
| | 7 | 12 万 6,000 円 | 34 万円 | 該当なし |
| | 8 | 12 万 6,000 円 | 34 万円 | 該当なし |
| | 9 | 12 万 6,000 円 | 34 万円 | 該当なし |
| | 10 | 15 万円 | 36 万円 | 38 万円 |
| | 11 | 15 万円 | 36 万円 | 38 万円 |
| | 12 | 15 万円 | 36 万円 | 38 万円 |
| 平成 10 | 1 | 15 万円 | 36 万円 | 38 万円 |
| | 2 | 15 万円 | 36 万円 | 38 万円 |
| | 3 | 15 万円 | 36 万円 | 38 万円 |
| | 4 | 15 万円 | 36 万円 | 38 万円 |
| | 5 | 15 万円 | 36 万円 | 38 万円 |
| | 6 | 15 万円 | 36 万円 | 38 万円 |
| | 7 | 15 万円 | 36 万円 | 44 万円 |
| | 8 | 15 万円 | 36 万円 | 44 万円 |
| | 9 | 15 万円 | 36 万円 | 44 万円 |
| | 10 | 16 万円 | 41 万円 | 44 万円 |
| | 11 | 16 万円 | 41 万円 | 44 万円 |
| | 12 | 16 万円 | 41 万円 | 44 万円 |
| 平成 11 | 1 | 16 万円 | 41 万円 | 44 万円 |
| | 2 | 16 万円 | 41 万円 | 44 万円 |
| | 3 | 16 万円 | 41 万円 | 44 万円 |
| | 4 | 16 万円 | 41 万円 | 44 万円 |
| | 5 | 16 万円 | 41 万円 | 44 万円 |
| | 6 | 16 万円 | 41 万円 | 44 万円 |
| | 7 | 16 万円 | 41 万円 | 44 万円 |

| 第1欄 | | 第2欄 | 第3欄 | 第4欄 |
|-------|----|-----------------------------|---------------------------|--------------------------------|
| 請求期間 | | オンライン記録の 標準報酬月額 (訂正前) | 訂正後の 標準報酬月額 (厚年特例法) | 訂正後の 標準報酬月額 (厚年法 75 条本文) |
| 年 | 月 | | | |
| | 8 | 16 万円 | 41 万円 | 44 万円 |
| | 9 | 16 万円 | 41 万円 | 44 万円 |
| | 10 | 17 万円 | 41 万円 | 44 万円 |
| | 11 | 17 万円 | 41 万円 | 44 万円 |
| | 12 | 17 万円 | 41 万円 | 44 万円 |
| 平成 12 | 1 | 17 万円 | 41 万円 | 44 万円 |
| | 2 | 17 万円 | 41 万円 | 44 万円 |
| | 3 | 17 万円 | 41 万円 | 44 万円 |
| | 4 | 17 万円 | 41 万円 | 44 万円 |
| | 5 | 17 万円 | 41 万円 | 44 万円 |
| | 6 | 17 万円 | 41 万円 | 44 万円 |
| | 7 | 17 万円 | 41 万円 | 44 万円 |
| | 8 | 17 万円 | 41 万円 | 44 万円 |
| | 9 | 17 万円 | 41 万円 | 44 万円 |
| | 10 | 18 万円 | 44 万円 | 該当なし |
| | 11 | 18 万円 | 44 万円 | 該当なし |
| | 12 | 18 万円 | 44 万円 | 該当なし |
| 平成 13 | 1 | 18 万円 | 41 万円 | 該当なし |
| | 2 | 18 万円 | 44 万円 | 該当なし |
| | 3 | 18 万円 | 44 万円 | 該当なし |
| | 4 | 18 万円 | 44 万円 | 該当なし |
| | 5 | 18 万円 | 44 万円 | 該当なし |
| | 6 | 18 万円 | 44 万円 | 該当なし |
| | 7 | 18 万円 | 44 万円 | 該当なし |
| | 8 | 18 万円 | 41 万円 | 該当なし |
| | 9 | 18 万円 | 44 万円 | 該当なし |
| | 10 | 19 万円 | 44 万円 | 47 万円 |
| | 11 | 19 万円 | 47 万円 | 該当なし |
| | 12 | 19 万円 | 47 万円 | 該当なし |
| 平成 14 | 1 | 19 万円 | 47 万円 | 該当なし |
| | 2 | 19 万円 | 47 万円 | 該当なし |
| | 3 | 19 万円 | 47 万円 | 該当なし |

| 第1欄 | | 第2欄 | 第3欄 | 第4欄 |
|-------|----|-----------------------------|---------------------------|--------------------------------|
| 請求期間 | | オンライン記録の 標準報酬月額 (訂正前) | 訂正後の 標準報酬月額 (厚年特例法) | 訂正後の 標準報酬月額 (厚年法 75 条本文) |
| 年 | 月 | | | |
| | 4 | 19 万円 | 47 万円 | 該当なし |
| | 5 | 19 万円 | 47 万円 | 該当なし |
| | 6 | 19 万円 | 47 万円 | 該当なし |
| | 7 | 19 万円 | 47 万円 | 該当なし |
| | 8 | 19 万円 | 47 万円 | 該当なし |
| | 9 | 19 万円 | 47 万円 | 該当なし |
| | 10 | 20 万円 | 41 万円 | 該当なし |
| | 11 | 20 万円 | 41 万円 | 該当なし |
| | 12 | 20 万円 | 41 万円 | 該当なし |
| 平成 15 | 1 | 20 万円 | 41 万円 | 該当なし |
| | 2 | 20 万円 | 41 万円 | 該当なし |
| | 3 | 20 万円 | 41 万円 | 該当なし |
| | 4 | 20 万円 | 41 万円 | 該当なし |
| | 5 | 20 万円 | 41 万円 | 該当なし |
| | 6 | 20 万円 | 41 万円 | 該当なし |
| | 7 | 20 万円 | 41 万円 | 該当なし |
| | 8 | 20 万円 | 41 万円 | 該当なし |
| | 9 | 22 万円 | 41 万円 | 該当なし |
| | 10 | 22 万円 | 41 万円 | 該当なし |
| | 11 | 22 万円 | 41 万円 | 該当なし |
| | 12 | 22 万円 | 41 万円 | 該当なし |
| 平成 16 | 1 | 22 万円 | 41 万円 | 該当なし |
| | 2 | 22 万円 | 41 万円 | 該当なし |
| | 3 | 22 万円 | 41 万円 | 該当なし |
| | 4 | 22 万円 | 41 万円 | 該当なし |
| | 5 | 22 万円 | 41 万円 | 該当なし |
| | 6 | 22 万円 | 41 万円 | 該当なし |
| | 7 | 22 万円 | 41 万円 | 該当なし |
| | 8 | 22 万円 | 41 万円 | 該当なし |
| | 9 | 24 万円 | 41 万円 | 44 万円 |
| | 10 | 24 万円 | 41 万円 | 44 万円 |
| | 11 | 24 万円 | 41 万円 | 44 万円 |

| 第1欄 | | 第2欄 | 第3欄 | 第4欄 |
|-------|----|-----------------------------|---------------------------|--------------------------------|
| 請求期間 | | オンライン記録の 標準報酬月額 (訂正前) | 訂正後の 標準報酬月額 (厚年特例法) | 訂正後の 標準報酬月額 (厚年法 75 条本文) |
| 年 | 月 | | | |
| | 12 | 24 万円 | 41 万円 | 44 万円 |
| 平成 17 | 1 | 24 万円 | 41 万円 | 44 万円 |
| | 2 | 24 万円 | 41 万円 | 44 万円 |
| | 3 | 24 万円 | 41 万円 | 44 万円 |
| | 4 | 24 万円 | 41 万円 | 44 万円 |
| | 5 | 24 万円 | 41 万円 | 44 万円 |
| | 6 | 24 万円 | 41 万円 | 44 万円 |
| | 7 | 24 万円 | 41 万円 | 44 万円 |
| | 8 | 24 万円 | 41 万円 | 44 万円 |
| | 9 | 26 万円 | 41 万円 | 該当なし |
| | 10 | 26 万円 | 41 万円 | 該当なし |
| | 11 | 26 万円 | 41 万円 | 該当なし |
| | 12 | 26 万円 | 41 万円 | 該当なし |
| 平成 18 | 1 | 26 万円 | 41 万円 | 該当なし |
| | 2 | 26 万円 | 41 万円 | 該当なし |
| | 3 | 26 万円 | 41 万円 | 該当なし |
| | 4 | 26 万円 | 41 万円 | 該当なし |
| | 5 | 26 万円 | 41 万円 | 該当なし |
| | 6 | 26 万円 | 41 万円 | 該当なし |
| | 7 | 26 万円 | 41 万円 | 該当なし |
| | 8 | 26 万円 | 41 万円 | 該当なし |
| | 9 | 28 万円 | 38 万円 | 該当なし |
| | 10 | 28 万円 | 38 万円 | 該当なし |
| | 11 | 28 万円 | 38 万円 | 該当なし |